

# 岩手地区まちづくりセンター

所在地 〒503-2107 岐阜県不破郡垂井町岩手 608-2

fax 0584-22-1007 Email i Wade-machikyo@octn.jp

## 施設のあらまし

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

敷地面積 1,751.8 m<sup>2</sup>

建物延面積 600.39 m<sup>2</sup>

竣 工 平成1年3月10日

施 設 1階 玄関ホール、ロビー、大会議室、実習室

事務室、湯沸、物入、便所（シャワートイレ有）

2階 研修室（和室・3部屋に分割可能）

講義室、多目的ホール、便所（シャワートイレ有）



皆の地区センター

大切に使おう!!



## 地区センター使用の手引き

- ◎ 使用時間 午前9時から21時30分まで。
- ◎ 休館日 毎週火曜日、国民の祝日の翌日、12月29日から1月3日まで。  
上記以外に臨時休館となることがあります。
- ◎ 使用申込 センターを使用しようとする方は、前もって所定の使用許可申請書を事務所へ提出してください。
- ◎ 使用許可 使用を許可した時は、使用許可書を交付します。
- ◎ 使用料 使用時間に応じた使用料を前納して下さい。

## 地区センターの使用料

利用時間	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～21時
大会議室	1,100円	1,650円	2,750円	5,500円
講義室	550円	1,100円	1,650円	3,300円
和室	550円	1,100円	1,650円	3,300円
実習室	550円	1,100円	1,650円	3,300円

備考 冷暖房設備を使用する場合は、上の表に掲げる額に30%を加算した額とする

## 減免団体の登録を

使用料の減免を受けるため、減免団体の登録をしましょう。

登録を受けようとする団体は、垂井町地区まちづくりセンター関係団体登録申請書を町長に提出する必要があります。地区センターの職員に相談してください。

## 使用上の注意 !!

- ① 使用の許可を受けた施設以外に無断で立ち入らないこと。
- ② 使用の許可を受けた設備及び器具以外は使用しないこと。
- ③ 許可なく建物又は敷地内において物品を販売しないこと。
- ④ 火災及び盗難の発生防止に留意すること。
- ⑤ 許可なく広告類を掲示し、又はまき散らす行為をしないこと。
- ⑥ 施設建物内は喫煙できません。
- ⑦ 施設又は設備等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- ⑧ 騒音を発し、暴力を用いるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑨ 使用開始と使用終了の時刻は必ず守りましょう。
- ⑩ 使用が終わった時は、必ず清掃し、原状に戻すと共に戸締りをすること。

岩手を知って

